

別冊

令和8年度事業計画書

社会福祉
法人 美幌町社会福祉協議会
令和8年度 事業計画書

1 基本方針

「みんなで参加、みんなで作る、支えあいのまち美幌」

長引く人口減少、少子高齢化の進行、そして地域における家族・地縁・社縁のつながりの希薄化は、美幌町においても孤立・孤独、生活困窮といった複雑で多様な福祉課題を増大させています。特に、生活保護基準ボーダー層の増加や、人とのつながりを拒否する「個人化」の進行は、従来の福祉の枠組みだけでは対応が困難な状況を生み出しています。

国が目指す「地域共生社会の実現」、すなわち「住民一人ひとりが相互に助け合い、生きがいを持って暮らせる地域づくり」は、本会が掲げるスローガン「みんなで参加、みんなで作る、支えあいのまち美幌」と軌を一にするものです。

本年度は、令和7年度の取り組みで得られた、地域諸団体との連携強化、きめ細かな相談対応実績、中期経営計画に基づく財政基盤強化への進展、そしてコロナ特例貸付フォローアップによる新たな層とのつながりという成果を土台とします。

その上で令和8年度は、これまでの「貸付事業の延長」として行ってきた生活困窮者支援を新規事業「生活困窮者支援（生活再建）事業」として明確に位置づけ、複合的な課題を持つ住民へのアウトリーチと伴走支援を強化します。

美幌町第3期地域福祉計画との整合性を図りながら、行政をはじめ、地域住民、関係機関の皆様とのパートナーシップをさらに高め、「誰もが安心して暮らせる地域社会づくり」へ向けた粘り強い地域福祉活動を推進して参ります。

2 重点取り組み

(1) 地域福祉活動の深化と多層的な地域ネットワークの再構築

- ・**地域課題への対応力強化**：高齢化、単身世帯の増加、低所得世帯、孤立・孤独など、多様化・複雑化する生活課題・福祉課題への対応力を高めます。
特に、人と人とのつながりを拒否する層に対し、迷惑をかけたりにかけられたりすることを許容し合える、福祉の根本に通じる寛容な地域社会を目指した啓発と実践に取り組みます。
- ・**地域ネットワークの機能強化**：自治会連合会・福祉部会、民生委員児童委員協議会、たすけあいチーム、シニアクラブ連合会など、地域の福祉関係者の連携・協働をさらに強化し、ネットワークによる重層的な支え合いの基盤を再構築します。
- ・**相談支援体制の充実**：心配ごと相談所、成年後見支援センター、日常生活自立支援事業などの各種相談窓口を継続的に運営し、多様な生活課題を抱える住民の「最初の入り口」として機能の強化を図ります。

(2) 法人運営の基盤強化と持続可能性の追求

- ・ **ガバナンスとチェック体制の維持**：公益性と非営利性を持つ社会福祉法人として、評議員会、理事会を中心とした社協組織全体のチェック体制、苦情解決体制を適正に運営し、地域住民・関係者からの信頼を維持します。
- ・ **役員主導による事業評価と推進**：常設委員会（総務委員会、地域・生活支援(A)委員会、地域・生活支援(B)委員会など）を効果的に運営し、役員主導による事業の評価・検証を継続的に行い、事業の質の向上と効率化を図ります。
- ・ **中期経営計画に基づく財源確保**：自主財源である会費や寄附金の伸び悩みが深刻な財政状況にあることを踏まえ、中期経営計画に基づき、以下の戦略をもって計画的な財源確保に最重点で取り組みます。
 - * **賛助会員の獲得拡大**：企業等に対し、財政面での地域福祉への参加として賛助会員への入会促進を図ります。インセンティブとして、社協だよりや新聞折込の事業開催告知、SNSなどで賛助会員企業の紹介や広告掲載を行い、地域貢献企業の可視化と連携強化を図ります。
 - * **【新規】寄附つき商品プロジェクトの推進**：自主財源確保の戦略の一つとして、本会と企業が連携した「寄附つき商品プロジェクト」を推進します。企業が販売する商品等の売上の一部が社協への寄附となる仕組みを通じて、購入者が日常の買い物で地域福祉に貢献できる新しい寄附文化を醸成します。
 - * **行政との連携**：行政とのパートナーシップを活かし、収入の多角化や効率的な運営に努めます。
- ・ **組織内人材育成の強化**：複雑化する地域課題に対応できる職員の専門性向上と、組織を支える若手・中堅職員の育成を計画的に実施します。

(3) 生活困窮者支援（生活再建）事業の開始と推進 新規

- ・ **新規事業化**：これまで生活福祉資金・応急援護資金等の支援の延長で対応してきた生活困窮者支援を、「生活困窮者支援（生活再建）事業」として正式に新規事業化し、組織的な取り組みを強化します。
- ・ **生活再建に向けた伴走支援**：コロナ特例貸付のフォローアップで得られた知見とつながりを活かし、経済的に苦しい状況にある住民に対し、関係機関と連携し、複合的な相談支援と生活再建に向けた伴走支援を展開します。
また、能力的な課題が明らかになった場合は、日常生活自立支援事業や成年後見制度へ繋げます。
- ・ **アウトリーチの強化**：状況把握が困難な層に対するアウトリーチ（訪問・個別連絡）を継続・強化し、早期の生活課題発見と必要な支援への接続を図ります。

(4) ボランティア活動の多様化と多世代参加の促進

- ・ **活動機会の創出**：少子高齢化と多様な働き方の進展に伴い、ボランティア活動への参加形態が変化している現状を踏まえ、高齢者の就労との両立や、若年

層・子育て世代が参加しやすい多様な活動メニューと時間設定を検討・提供します。

- ・**養成とフォローアップの継続**：ボランティアポイント事業「ささえ手くらぶ」養成講座「はじめのいっぽ」、啓発講座「しゃきょうデリバリー講座」、フォローアップ講座などを継続実施し、活動者の支援と多世代の参加、活動の裾野拡大を図ります。
- ・**活動実績の可視化と感謝**：ボランティアの協力が本会事業の安定運営に不可欠であることを踏まえ、会報紙などにより活動実績を継続的に発信し、社会的な評価と感謝を伝えることで、活動意欲の維持・向上に努めます。

(5) 終活サポートの展開

- ・**事業の確立**：「人生のしまい方」ではなく「残された人生を、最後まで自分らしく安心して生きるための取り組み」として位置づけた終活サポートについて、令和7年度に構築した基盤を活かし、本格的なサービス提供を順次開始します。
- ・**具体的なサービス内容の充実**：エンディングノート作成サポート、葬儀・埋葬の準備、不用品処分、死後事務委任契約、遺贈といった具体的な相談・支援ニーズに対応するため、行政や専門職との連携体制を確立し、多様なサポートメニューの提供を目指します。
- ・**情報発信と啓発**：講演会や広報紙を活用し、終活の必要性と本会のサポート内容について、より一層の住民への周知と啓発を継続的に行います。

(6) 大規模災害に備えた支援体制の強化

- ・**訓練と機能向上**：美幌町地域防災計画に基づき、「美幌町災害ボランティアセンター」の運営を確実に行うため、ICT（Kintone など）を活用した情報管理・集約訓練や、立ち上げ機能訓練を継続的に実施し、スタッフの実践的なスキルアップと体制の強化を図ります。
- ・**連携体制の深化**：行政（危機対策課）、地域組織（たすけあいチーム、自治会福祉部会など）、専門職団体との連携・協働訓練を計画的に実施し、平時からの顔の見える関係を構築・強化することで、災害発生時の迅速かつ円滑な支援体制の確立を目指します。

3 令和8年度実施事業

(1) 法人運営事業

- ・法人運営事業…①
- ・ふれあいサロン（よりあいデイサービス事業）…②
- ・生活福祉資金貸付貸付事業…③
- ・福祉用具及びレクリエーション用具貸出事業…④
- ・在宅福祉サービス用車両貸出事業…⑤

(2) 小地域ネットワーク推進事業…⑥

- (3) ボランティアセンター運営事業…⑦
- (4) 応急援護資金貸付事業…⑧
- (5) 法人後見事業
 - ・法人後見事業…⑨
 - ・日常生活つなぎ支援事業…⑩
- (6) 心配ごと相談所運営事業…⑪
- (7) 配食サービス運営事業…⑫
- (8) 移送サービス運営事業…⑬
- (9) いきがいデイサービス運営事業…⑭
- (10) 日常生活自立支援事業…⑮
- (11) 成年後見支援センター運営事業…⑯
- (12) 生活困窮者支援（生活再建）事業 新規

・本書では、美幌町社会福祉協議会を「社協」、北海道社会福祉協議会を「道社協」、全国社会福祉協議会を「全社協」と略しています。

※ なお一部の講義題、冊子タイトル等は、略さず表記しています。

① 法人運営事業	美幌町社会福祉協議会の運営
<p>法人組織としての適切な運営を中心的に担い、財務管理や労務、人事管理も含めた各事業部門（サービス区分）の総合的な調整などの組織管理（マネジメント）を行います。あわせて、評議員会・理事会と連携し、中長期的な観点から将来的な組織運営のあり方を構築・計画します。</p> <p>事業計画・予算および事業報告・決算等の執行状況については、適正な運用を担保するため、定期的な監査を実施します。</p> <p>継続的に適切な事業評価を実施し、本会の活動を社協だより、ホームページ、SNS 報道機関への記事掲載等により積極的に発信し、地域住民への周知をします。</p> <p>町民や法人等への一層の理解を深め、自主財源である会費や寄附金の確保に努めるとともに、財務の健全化を図るため、財務諸表等の情報公開を実施します。あわせて、財源確保の方策を多角的に案出し、着手可能な項目から速やかに実行します。</p> <p>赤い羽根共同募金運動を推進し、共同募金が地域に欠かせない「たすけあいの仕組み」であることを広く啓発します。</p> <p>シニアクラブ連合会、身体障害者福祉協会、遺族会、ふれあい広場実行委員会などの事務局として、各団体の主体性と自立を尊重した活動支援を行います。</p> <p>終活サポート（終活支援）については、厚生労働省が検討している「身寄りのない高齢者の日常生活や死後事務等を一体的に支える新制度」および「社会福祉法改正（第2種社会福祉事業等）」の動向を注視し、サービス内容の調査・検討を進めます。実施体制を構築した上で、順次提供を開始します。</p> <p>生活困窮者支援（生活再建）事業は、事業化初年度において当面は法人運営事業として管理・運営し、体制が整った段階で事業を区分させ、専門的な運営へと移行します。</p> <p>本会の福祉サービスに対する苦情については、「苦情解決第三者委員会」を設置し、申し出があった際には公正かつ円滑な解決を図ります。</p> <p>令和7年度から3か年の「中期経営計画」に基づき、財源の確保および事業の更なる充実・推進をします。</p>	
事業内容	
<p>(1) 法人の組織運営</p> <p>① 評議員会（評議員20名以上31名以内／定時開催：6月、11月、3月）</p> <p>② 理事会（理事15名・監事2名／定時開催：5月、10月、3月）</p> <p>（ア） 委員長会議</p> <p>（イ） 総務委員会</p> <p>（ウ） 地域・生活支援（A）委員会</p> <p>（エ） 地域・生活支援（B）委員会</p> <p>③ 評議員選任・解任委員会（委員3名／随時）</p> <p>(2) 法人の適正運営</p> <p>① 法人監査（監事2名／定例監査：5月、7月、10月、1月）</p> <p>(3) 事務局の運営</p> <p>① 事務局職員の配置</p> <p>（ア） 常勤職員7名（正職員5名、嘱託職員2名）</p> <p style="padding-left: 2em;">* 国家資格保有者：社会福祉士2名、精神保健福祉士1名</p> <p>（イ） 非常勤職員2名（パート職員2名）</p>	

- ② 役員及び事務局職員の各種会議・研修会への出席
 - ③ 法人運営事業の事務管理
 - (4) 社協会員会費の推進
 - ① 普通会員（一世帯あたり200円／年額）
 - ② 特別会員
 - (ア) 法人会費（3,000円以上／年額）
 - (イ) 個人特別会費（500円以上／年額）
 - (ウ) 団体会費（協議／年額）
- * 特別会員特典（10,000円以上、法人・団体限定）
 - ・社協だよりに広告掲載（非公開も可能）
 - ・ホームページへの企業名・団体名の掲載
- (5) 寄附金の受付
 - ① 社協事業への寄附金
 - ② ボランティア活動への寄附金
 - ③ その他指定寄附金
 - (6) 税額控除対象社会福祉法人の広報・更新
 - ① 個人（所得税・住民税）・法人（損金算入）の税制優遇措置に関する広報
 - ② 有効期限満了に伴う更新手続きの準備（令和8年8月18日有効期限満了）
 - (7) 赤い羽根共同募金運動への協力
 - ① 共同募金（一般募金）の推進
 - ② 歳末たすけあい募金の推進
 - ③ 助成団体への共同募金配分事務
 - ④ 歳末たすけあい募金配分金の活用（歳末見舞金、地域サービス事業）
 - (8) 広報活動の推進
 - ① びほろ社協だよりの発行（年4回）
 - ② ホームページの運営（随時更新）・トップページのデザイン一部改修
 - ③ SNS（Instagram）の発信
 - ④ 報道機関等への社協記事掲載（随時）
 - (9) よりあいデイサービス（ふれあいサロン）事業の推進
 - (10) 生活福祉資金貸付事業の受託実施
 - (11) 福祉用具及びレクリエーション用具の貸出
 - (12) お祝い記念品等の贈呈
 - ① 敬老記念お祝い記念品等
 - (13) お見舞い金の贈呈
 - ① 歳末見舞金（歳末たすけあい募金配分金）
 - ② 災害見舞金 支給基準について見直し・検討
 - (14) 福祉団体等への助成
 - ① 共同募金配分金対象外の福祉団体等への助成金交付
 - (15) 社協だからこそできる柔軟な事業

- ① 在宅福祉サービス用車両貸出事業
- ② 美幌町日常生活つなぎ支援事業
- ③ 終活のサポート
- ④ 道社協等実施の生活困窮者等に対する安心サポート事業への参加 継続
- ⑤ 生活困窮者支援（生活再建）事業 新規
- ⑥ フードレスキュー事業 継続

(16) 福祉団体等の事務受託

- ① 美幌町共同募金委員会
- ② 美幌町シニアクラブ連合会
- ③ 美幌町身体障害者福祉協会
- ④ 美幌町遺族会
- ⑤ 日本赤十字社美幌町分区（納入事務）
- ⑥ ふれあい広場びほろ実行委員会

(17) 福祉サービスに関する苦情の受付

- ① 苦情解決体制
 - (ア) 苦情解決責任者（事務局長）
 - (イ) 苦情解決担当者（事務局職員）
- ② 第三者委員
 - （監事1名、評議員1名、民生委員・児童委員1名、学識経験者等2名）

(18) 中期経営計画の推進 継続

※ 令和6年度北海道社会福祉協議会の支援により策定

② ふれあいサロン（よりあいデイサービス事業）

住民同士の仲間づくり居場所づくり

単身世帯が増え、地域のつながりも希薄化する中で、寂しさや不安を抱えて暮らす人もいます。これらを解決するために、住民同士が気軽に無理なく集える交流の場としてふれあい・いきいきサロンを実施する団体等を社協が指定し、運営方法の情報提供や助成金により支援をします。

ボランティアと利用者の垣根を低く、一緒に運営するスタイルで、出入りも自由、プログラムも自由というゆるやかさで月1回以上の活動を推進します。

事業内容

(1) ふれあい・いきいきサロンの推進

- ① 活動準備支援（随時）
 - (ア) 活動申請支援
 - a 開設届
 - b 事業計画書
 - c 予算書
- ② 指定審査及び運営費助成審査
 - (ア) 指定の協議
 - (イ) 運営費助成額の協議
- ③ 活動・運営支援

<ul style="list-style-type: none"> (ア) 活動支援 <ul style="list-style-type: none"> a 社協職員の派遣 b 活動時使用器具備品の貸し出し c 運営に関する情報提供 (イ) 運営費助成（年1回／4月） <ul style="list-style-type: none"> a 人数割分：1回当たりの利用予想対象者数×回数×150円 b 会場費分：実費と@900円×3時間×12回で算出した金額とを対比し、低い方の金額 <p>(2) ふれあい・いきいきサロンの周知と参加・利用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社協だより、ホームページ等へ掲載 ② 民生児童委員協議会 社会福祉委員協議会で事業周知 ③ 関係機関への事業周知 ④ 報道機関に各サロンの活動を記事掲載依頼
--

③ 生活福祉資金貸付事業	道社協の生活資金貸付による生活支援
<p>(本則) 他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援を行うことで、経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした公的な貸付制度です。厚生労働省の要綱に基づき運営されます。実施主体は道社協、相談や借入申請等の窓口業務を美幌社協で受け付けます。</p> <p>民生委員や社協職員が、相談から償還（返済）完了まで、世帯の自立に向けた継続的な支援を行います。</p> <p>(コロナ特例) 令和2（2020）年3月から令和4（2022）年9月まで実施された緊急小口資金等のコロナ特例貸付は、美幌町において226件、総額8,196万6,000円という規模に達し、現在は償還期間中です。</p> <p>償還免除申請に未応答の借受人や償還困難者に対し、情報提供やアウトリーチ等の「フォローアップ支援」が強く求められています。この機会を社協本来の相談支援の場と捉え、道社協からの債権管理事務費を有効活用し、世帯の生活再建に向けた支援に努めます。</p>	
事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 制度利用相談援助（随時） <ul style="list-style-type: none"> ① 相談の受付 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 貸付制度説明 (イ) 申請援助 (2) 生活福祉資金貸付による支援（随時） <ul style="list-style-type: none"> ① 経済的自立の促進 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 総合支援資金 <ul style="list-style-type: none"> a 生活支援費 b 住宅入居費 c 一時生活再建費 ② 生活意欲の助長促進 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 福祉資金 	

- a 福祉費
- b 緊急小口資金
- ③ 在宅福祉及び社会参加の促進
 - (ア) 教育支援資金
 - a 教育支援費
 - b 就学支度金
- ④ 居住用不動産（土地・建物）を担保とした高齢者等への資金貸付
- (3) 償還時支援（随時）
 - ① 督促業務
 - ② 担当地区民生委員との連携
 - (ア) 借受人の調査
 - (イ) 借受人への訪問、同行依頼
- (4) 貸付制度に関する広報活動
 - ① 社協だより、社協ホームページへの掲載
 - ② 民生児童委員協議会 社会福祉委員協議会で事業周知
 - ③ 地域包括支援センターへの事業周知
- (5) 生活福祉資金特例貸付・債権管理事務費の効果的な活用による支援
 - ① 専任職員（非常勤）2名を置いて借受世帯への支援 継続
 - ② 常勤職員のうち6名が兼務
 - (ア) 単に借入金の償還にとどまらず、世帯が抱えるさまざまな課題の解決に向けた寄り添い支援
 - (イ) 世帯訪問を行うなかで関係を構築し、課題の聞き取りに取り組む
 - (ウ) 民生委員・児童委員、自立支援相談機関やボランティアグループ等とのネットワークを活かし、幅広い関係者との連携・協働のもと、支援に取り組む。
 - ③ 弁護士、司法書士などと連携し、無料相談会を開催する
 - (ア) 借受人が債務整理に一步を踏み出すことにつなげる
 - (イ) 相談会を開催
 - ④ 借受人へのアンケートの実施
 - ⑤ 社協だより等を活用した潜在的困窮者への情報提供と社会との繋がりづくり

④ 福祉用具及びレクリエーション用具貸出事業	介護機器、レクリエーション用具、保健衛生機器の貸出
<p>本会が所有する福祉用具及びレクリエーション用具等の有効活用を図り、在宅福祉並びに地域福祉の向上に資することを目的とします。</p> <p>介護福祉用具は、施設からの外泊などの短期間の使用や購入前提の試用を希望される方へ、レクリエーション用具、保健衛生機器はサロン活動などに貸し出しします。</p>	
事業内容	
<p>(1) 福祉用具の貸出（特別な事情がない限り14日間；有料200円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ポータブルトイレ（※） ② 車いす ③ 四点杖 	

- ④ シャワーチェア
- ⑤ 浴槽台
- ⑥ バスボード
- ⑦ 浴槽用手すり
- ⑧ 滑り止めマット
- ⑨ 歩行器
- ⑩ 車いす用携帯スロープ

令和7年度新規整備

(※) ポータブルトイレのみ1,000円

(2) レクリエーション用具の貸出 (特別な事情がない限り14日間; 無料)

- ① スカットボール
- ② シヤッフルゴルフ
- ③ ルーレットゴルフ
- ④ ストライクボード
- ⑤ ナンバーストライク
- ⑥ ストライクナイン
- ⑦ チャレンジゴルフ
- ⑧ 玉入れ
- ⑨ 輪投げ
- ⑩ ビーンボーリング
- ⑪ 太鼓相撲
- ⑫ ダーツ
- ⑬ ナインボール
- ⑭ ボッチャ (※シニアクラブ連合会より管理・貸出事務を受任)

(3) 保健衛生機器

- ① 空気清浄機 (抗ウイルス加湿付き)
- ② 非接触型体温計

⑤ 在宅福祉サービス用車両貸出事業	社協所有車両の貸出による在宅支援
<p>住民参加型在宅福祉サービス等を利用しており、福祉車両または低床車両でなければ、外出や通院が困難な高齢者や障がい者等で、運転者を自身で確保できる方に対して、本会の所有する車両を貸し出し、有効活用と在宅福祉並びに地域福祉の向上に資することを目的とします。</p> <p>貸出は無料として消費燃料相当額として1kmにつき37円を利用者負担とします。</p>	
事業内容	
<p>(1) 貸出する車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ① スズキ・イグニス <ul style="list-style-type: none"> a 車両番号 500な9925 b 乗車定員 5名 c 車両の大きさ 長さ370cm 幅166cm 高さ150cm d 油種 ガソリン (排気量1300cc) 	

② スズキ・エブリイ

- a 車両番号 480う7034
- b 乗車定員 2(4)名
- c 車両の大きさ 長さ339cm 幅147cm 高さ189cm
- d 油種 ガソリン(排気量650cc)

③ スズキ・エブリイ(福祉車両)

2022年 美幌ライズクラブ寄贈車両

- a 車両番号 580さ1730
- b 乗車定員 4名
- c 車両の大きさ 長さ339cm 幅147cm 高さ188cm
- d 油種 ガソリン(排気量1600cc)

④ スズキ・スペーシア

- a 車両番号 580さ8828
- b 乗車定員 4名
- c 車両の大きさ 長さ339cm 幅147cm 高さ174cm
- d 油種 ガソリン(排気量650cc)

⑥ 小地域ネットワーク活動推進事業

地域のふれあい支え合いネットワークづくり

地域住民を主体とした地域ぐるみの援護活動を発展させるため、各地区における「たすけあいチーム」の結成および事業継続を推進します。地域相互の連絡調整を図るとともに、地域の特性を生かしながら、思いやりのある明るい福祉のまちづくりを推進することを目的とします。

研修会については、年2回(春期・秋期)開催します。春期は単位たすけあいチーム1チームによる活動報告を実施し、秋期は自治会連合会福祉部会との合同研修として「普段の生活の質を高めるためのシンポジウム」を開催します。

また、平成30年度よりコロナ禍をまたいで計5回開催してきた「災害ボランティアセンターフォーラム」の歩みを踏まえ、本年度は「防災・災害」という言葉のみに固執せず、孤立対策や生活課題など、住民が日々感じている不安をテーマに盛り込みます。その延長線上に「災害発生時等のいざという時のたすけあい」を位置づけ、日常からの備えを強化します。

各種研修会の開催や、赤い羽根共同募金を活用した活動助成金による支援を通じて、小地域におけるふれあい支え合いのネットワークづくりを強力に推進します。

事業内容

(1) 小地域ネットワーク活動の推進

① 地区たすけあいチーム活動推進協議会の運営

(ア) 地区たすけあいチーム活動推進協議会

a 役員会(年3回/4月、10月、3月)

b 総会(年1回/春期)

c 自治会連合会福祉部会との合同研修会調整会議(年2回/計画・評価)

(イ) 会報紙の発行(年1回/6月・総会終了後)

(2) 研修事業による事業継続の推進

① 研修会の実施

<ul style="list-style-type: none"> (ア) 総会、研修会（年1回／春期） <ul style="list-style-type: none"> a 単位たすけあいチームの活動報告 (イ) 自治会連合会福祉部会との合同研修会（年1回／秋期） <ul style="list-style-type: none"> a 内容：『普段の生活の質を高めるためのシンポジウム』を共催 b 共催：地区たすけあいチーム活動推進協議会 自治会連合会福祉部会・美幌町社協 c 形態：参加者同士が言葉を交わし、共同作業を行える「交流型」プログラムの実施
<p>(3) 地域の特性を生かした活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域福祉活動助成金での支援 赤い羽根共同募金配分金を活用 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 活動実績の集計 (イ) 単位チーム活動への助成（年1回／4月） <ul style="list-style-type: none"> a 除雪活動支援 b 会食会（手作り） c 会食会（仕出し） d チーム会員への在宅支援（訪問等） e 会議運営支援 f 活動保険の加入
<p>(4) 関係機関への参加・参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ① びほろ折り梅の会への委員派遣

⑦ ボランティアセンター運営事業	ボランティア活動の応援
<p>地域におけるボランティア活動の拠点として、住民の理解と関心を深め、活動の育成および援助を行います。これらを通じて、地域福祉のさらなる増進を図ります。</p> <p>ボランティア人材（財）の発掘・育成に向けた継続事業として、以下の活動を重点的に実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティアポイント事業「ささえ手くらぶ」の推進 2. 災害ボランティアセンター立ち上げ機能訓練の実施 3. 災害ボランティアセンターに関する講演会の開催（事業主管） 4. ボランティア養成講座および活動者フォローアップ研修の開催 <p>また、町内での災害発生時に迅速な支援体制を構築するため、機能訓練等を通じた動作検証を行い、「災害ボランティアセンター運営マニュアル」の策定を推進します。</p>	
事業内容	
<p>(1) ボランティアセンターの機能充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ボランティアセンターの運営、利用促進 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 運営委員会の開催（年6回） (イ) ボランティア団体・個人登録の推進（随時） (ウ) ボランティア情報の発信（随時） <ul style="list-style-type: none"> a 社協ホームページ b 社協だより 	

- c ボランティアセンター窓口
- d 公共施設・企業等の情報スペースの活用
- (エ) 備品貸出しによる活動支援 (随時)
 - a レクリエーション用品
 - b プロジェクターなど
- ② 相談、登録の受付、マッチング (随時)
 - (ア) ボランティアについての相談、依頼の受付、マッチング
 - (イ) ボランティア受入機関のニーズ調査
 - (ウ) ボランティア団体の活動調査
- ③ 全社協『福祉の保険』の加入促進
 - (ア) 加入受付 (随時)
 - a ボランティア活動保険
 - b 福祉サービス総合補償
 - c ボランティア行事用保険
 - d 送迎サービス補償
 - (イ) ボランティア団体・個人、関係機関への制度の周知 (随時)
 - (ウ) 迅速な事故処理 (随時)
- ④ ボランティア団体・個人の活動支援
 - (ア) ボランティア登録・活動紹介、企業等の社会貢献活動の支援 (随時)
 - (イ) 活動費の助成 (年1回/6月) **赤い羽根共同募金配分金活用**
 - a ボランティアグループ助成金
 - b 福祉団体助成金
 - c ボランティア指定校助成金
 - (ウ) 企業や市民活動支援団体が行っている各種助成金の情報提供
- ⑤ ボランティア活動のネットワークづくり
 - (ア) 3町ボランティア朋のつどい (年1回/未定/大空町)
 - a 対象：大空町、津別町、美幌町のボランティア実践者
 - (イ) オホーツク圏域市民活動フォーラム (年1回/11月中旬/北見市)
 - a 対象：オホーツク圏域のボランティア実践者
 - b 内容：研修・実践発表・講演会
- ⑥ ボランティアコーディネーターの資質向上
 - (ア) 専門性向上及びネットワークづくりの研修会への参加 (年1回)
- (2) ボランティア人材の発掘と育成
 - ① ボランティアポイント事業『ささえ手くらぶ』の実施 **継続(7期)**
 - (ア) 登録受付・活動案内・マッチング (随時)
 - (イ) ささえ手ポイントの付与・事務管理 (随時)
 - (ウ) 会報「ささえ手くらぶ」の発行 (随時)
 - (エ) “ささえ手”を必要としている団体・事業所の募集 (随時)
 - (オ) 協賛企業の募集 (随時)
 - ② 災害ボランティアセンター立ち上げ機能訓練の実施 (随時) **継続(6年目)**

- (ア) 災害時に即応性のある活動ができるよう美幌町で災害が発生したと想定して訓練実施
 - a 災害ボランティアセンターの運営体験・訓練
 - b 災害ボランティアの活動体験・訓練
- ③ 災害ボランティアセンターに関する講演会主管（秋期） **継続（6回目）**
- ④ ボランティア養成講座「はじめのいっぽ」及び活動者フォローアップ講座の開催（年2回：春期・秋期）
 - (ア) ボランティアコーディネーターによる講話
 - (イ) 活動者から実践発表（または卓話）
 - (ウ) レクリエーションや活動型のプログラムを展開
 - (エ) ボランティア団体・個人の活動紹介（町内のボランティア団体・個人）
- (3) 災害ボランティアセンター運営マニュアル策定着手
 - ① 機能訓練による動作検証：訓練での課題をマニュアルへ反映
 - ② 組織間連携：運営委員会やたすけあいチーム活動推進協議会役員会との協力を得た体制構築

⑧ 応急援護資金貸付事業	生活費と食料品等の貸付による生活支援
<p>他より借受が困難な低所得者・生活に困窮する者に対し、資金を貸付することにより、一時的な生活困窮を解消し、その後の生活の安定に努めてもらうことを目的とします。また、資金による貸付だけではなく食料品等の貸付を行うことで、緊急的な食料などをつなぎ、生活支援を図ります。</p>	
事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 応急援護貸付金の貸付 <ul style="list-style-type: none"> ① 相談・申込の受付 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 相談・受付（随時） <ul style="list-style-type: none"> a 相談者のニーズ聴き取り b 審査委員会の開催 (イ) 償還事務（随時） <ul style="list-style-type: none"> a 借受人への電話、訪問 b 督促状送付による償還促し（簡易書留、特定記録郵便、内容証明） c 借受人居地調査（町外に転出した借受人の住民票取得による調査） ② 現金の貸付 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 貸付金額 <ul style="list-style-type: none"> a 保証人を要さない貸付（上限30,000円） b 保証人を要する貸付（上限50,000円） (イ) 貸付増加が見込まれる時期 <ul style="list-style-type: none"> a 冬季燃料消費期（12月、1月、2月） b 奇数月（年金支給月の間） (ウ) 償還方法 <ul style="list-style-type: none"> a 一括もしくは分割にて現金持参または振込（6カ月以内） ③ 食料品等の貸付 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 現物による貸付 <ul style="list-style-type: none"> a 食料品の貸付（1人3日分を目安） 	

- b 生活用品の貸付
- c 光熱水費、通信費等の貸付（実費）
- (イ) 対象者
 - a 生活保護受給者（現金の貸付対象外）、資金貸付が妥当ではない者、調理ができない者、貸付実行日までに土・日・祝日をはさむ場合の者等
- (ウ) 償還方法
 - a 食料品等の現物を貸付し、現物調達分、使用日数分の金額を一括もしくは分割にて現金持参または振込（3カ月以内）
- (2) 事業の広報実施
 - ① 社協だより、社協ホームページ等への掲載
 - ② 民生児童委員協議会 社会福祉委員協議会で事業周知
 - ③ 関係機関への事業周知

⑨ 法人後見事業	家庭裁判所の選任により判断能力低下のため法律行為ができない人の生活支援、財産管理
<p>認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等判断能力が不十分な者の権利を擁護するため、本会が法人として家庭裁判所の選任により、成年後見人、保佐人又は補助人を受任し、被成年後見人等の財産管理及び身上監護を行うことを目的とします。</p> <p>法人後見支援員の支援をとおして、成年後見人として“何をしたら後見人としての役割を果たしているのだろうか。そもそも被後見人は何を望んでいるのだろうか”の視点に重きを置いて事業を推進します。</p> <p>また、被後見人等が逝去した際に死後事務を円滑に行えるよう関係機関との連携体制を維持・継続します。</p>	
事業内容	
<p>(1) 法人として成年後見人等の受任</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当法人が成年後見人等に選任されるケース <ul style="list-style-type: none"> (ア) いわゆる“おひとりさま”の方 (イ) 血族と関係が途絶えている方、血族の方から協力・支援を得られない方 (ウ) 預貯金がほぼない方（血族の方から金銭的虐待を受けている方も含む） ※ 家庭裁判所より候補者として選任された場合、理事会に設置する担当委員会で受任の妥当性について協議を行う ② 身上監護 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 病院での手続きや支払 (イ) 医療や福祉サービスに関しての手続き (ウ) 住居の手続きや契約・支払 (エ) 生活状況の定期的な確認 ③ 財産管理 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 預貯金や現金の入出金管理 (イ) 不動産や車など資産の管理・処分 (ウ) 税金の申告・納税 (エ) 年金などの申請や受取 (オ) 遺産分割 	

(2) 法人後見支援員による直接援助

① 定期・臨時的な訪問による見守りや日常的な法律行為の援助（日常生活に関する意思決定支援を含む）、金銭管理の支援など

② 法人後見支援員に対する報酬

(ア) 基本報酬

a 在宅の場合 4,000円

b 施設入所の場合 3,000円

(イ) 加算報酬

a 後見等支援が町外におよぶ場合（定例支援を含む）：1回2,500円

b 本人に同行し町内において通院等支援の場合：1回1,500円

c 本人を伴わない医療機関等の手続の場合：1回950円

(3) 死後事務の体制

① 佛教団、町内葬儀社、医療機関、施設、行政担当等と死後事務体制を連携

(ア) 死後事務フローチャートの更新（被後見人等の異動毎）

(イ) 情報共有、連絡調整、必要に応じて体制見直し

⑩ 日常生活つなぎ支援事業

権利擁護制度利用開始、一時的な入院、入所間の生活をつなぎ金銭管理等支援

高齢者、障がい者等が日常生活自立支援制度や成年後見制度の利用を予定し、それぞれの制度の利用開始までの期間において、本人や親族による日常的な金銭管理が適切にできない方、一時的な入院、短期入所している方を対象とし金銭管理を行うことで、制度利用開始まで安心して日常生活を営めるようにすることを目的とします

事業内容

(1) 日常生活つなぎ支援の実施

① 相談の受付（随時）

(ア) 対象者の状況把握

a 対象者、関係者との面談

b 申込書の作成

② サービスの提供

(ア) 金銭管理

a 通帳、印鑑等の預かり

b 対象者の利用金融機関との連携

(イ) 各種支払い（適宜）

a 出金代行

b 支払代行

c 領収書の管理

d 入出金記録の作成

e 利用者への支払い内容等報告

(ウ) 利用料

a 1回（1時間程度）につき1,000円

b 通帳、印鑑等の預かり1カ月につき200円

(2) 権利擁護制度等への移行（支援終了）

- ① 日常生活自立支援制度の利用
- ② 利用者の後見等開始
- ③ 一時的な入院、入所の終了
- ④ 利用者の死亡
- ⑤ 利用者からの申し出

⑪ 心配ごと相談所運営事業	地域住民の悩みごと心配ごとの相談												
<p>心配ごと相談所は、地域住民の福祉増進のため、生活上のあらゆる心配ごとに応じ、社会資源を効果的に活用して適切な助言を行い、その問題の解決方向を示すことを目的としています。</p> <p>弁護士による無料法律相談、心配ごと相談所、福祉よろず相談所を開設し、住民の悩みごとと困りごとの相談支援を行います。</p>													
事業内容													
<p>(1) 3つの相談所の開設・運営</p> <ul style="list-style-type: none">① 無料法律相談所の開設<ul style="list-style-type: none">(ア) 弁護士による無料法律相談<ul style="list-style-type: none">a 報酬費 33,000円/回b 交通費 2,000円/回(イ) 予約制(ウ) 偶数月第3水曜日（年6回）<ul style="list-style-type: none">a 開所日の13:00～16:00の間（9名受付）b 相談時間は相談者1名につき20分程度c 相談所開所月の1日から予約受付② 心配ごと相談所の開設<ul style="list-style-type: none">(ア) 民生委員・児童委員と学識経験者からなる相談員が対応<p style="text-align: center;">【心配ごと相談員】任期：R07.05.01～R09.04.30</p><table border="1" data-bbox="399 1444 1077 1635"><tbody><tr><td>所長</td><td>磯野憲二</td><td>民生委員</td></tr><tr><td>副所長</td><td>白石さよ</td><td>学識経験者</td></tr><tr><td>相談員</td><td>藤野木昭和</td><td>民生委員</td></tr><tr><td>相談員</td><td>西原みどり</td><td>民生委員</td></tr></tbody></table><ul style="list-style-type: none">(イ) 予約制(ウ) 相談があった時点で相談所を開設（相談員と場所の調整）(エ) 運営委員会の開催（年1回）(オ) 心配ごと相談員の研修（ケース検討）③ 福祉よろず相談所の開設（常設）<ul style="list-style-type: none">(ア) 職員が相談援助(イ) 随時窓口にて受付 <p>(2) 相談所に関する広報活動</p> <ul style="list-style-type: none">① 社協だより、社協ホームページ等への掲載		所長	磯野憲二	民生委員	副所長	白石さよ	学識経験者	相談員	藤野木昭和	民生委員	相談員	西原みどり	民生委員
所長	磯野憲二	民生委員											
副所長	白石さよ	学識経験者											
相談員	藤野木昭和	民生委員											
相談員	西原みどり	民生委員											

- ② 町の広報に開催告知掲載
- ③ 民生児童委員協議会 社会福祉委員協議会で事業周知
- ④ 関係機関への事業周知

⑫ 配食サービス運営事業	高齢者等へのお弁当宅配による在宅支援
<p>美幌町からの委託を受け、高齢者等の自宅へ週3回（月・水・金）夕食を配達することで、健康の維持増進と安否確認を行い、高齢者等の在宅生活の継続を支援するとともに、地域の福祉向上を図ることを目的とします。</p>	
<p>事業内容</p>	
<p>(1) 配食サービスの提供</p> <p>① 利用者の生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 高齢者等へ週3回（月曜日、水曜日及び金曜日）夕食を配食ボランティアによる配達 <ul style="list-style-type: none"> a 栄養の保持 b 安否確認 c 自立生活を支援 (イ) 登録申請にかかわる説明および質疑応答（随時） (ウ) 配食にかかわる要望等の受付・対応（随時） (エ) 配食時利用者不在の際の電話等による安否確認（適宜） (オ) 利用料の請求および徴収（月1回／請求書は郵送または配食時に配達） 非課税世帯400円、課税世帯600円（1食あたり） (カ) 利用料の口座振替手続（利用開始時） (キ) 配食休止・再開等の連絡受理・対応（随時） (ク) 利用者へのアンケートの実施（年1回） <p>② 配食ボランティアの活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 日程表（ボランティア活動当番表）の作成・送付（2カ月毎／年6回） (イ) 連絡文書の作成・送付（利用者の異動がある度） (ウ) 活動時における配食数、利用者の留意事項等連絡（配食開始前） (エ) 活動終了後の利用者の状況確認（配食終了後） (オ) ボランティアからの要望等の受付・対応（随時） (カ) ボランティアの勧誘および紹介の依頼（随時） (キ) ボランティア保険の加入手続き <p>③ 運転業務ボランティアの活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 日程表（ボランティア活動当番表）の作成・送付（2カ月毎／年6回） (イ) 連絡文書の作成・送付（利用者の異動がある度） (ウ) 運転前チェックの実施および配食先の確認（配食開始前） (エ) 新規利用者の配食日誌・利用者住宅地図の配付（随時） (オ) ボランティアからの要望等の受付・対応（随時） (カ) ボランティアの勧誘および紹介の依頼（随時） (キ) ボランティア保険の加入手続き (ク) 弁償費用の支払い（1回1,500円／四半期毎） 	

- ④ 弁当製業者への発注および連絡調整
 - (ア) 弁当の電話・ファックスによる注文（週3回）
弁当製造業者2社（鳥十、中島食品）：交代で調理
 - (イ) 弁当容器の過不足の調整（随時）
 - (ウ) 弁当製造業者からの要望等の受付・対応（随時）
 - (エ) 弁当料金の支払い

(2) 配食サービスの事務管理

- ① 配食日誌の作成（週3回）
- ② 金融機関への利用者の口座引落申請書の提出（随時）
- ③ 利用料の口座振替の入力・承認・送信（月1回）
- ④ 町への業務委託請求（月1回）
- ⑤ 弁当容器等の管理（随時）
- ⑥ 食中毒予防・衛生対策（夏期：6～9月）
 - a 弁当調理業者に依頼して料理完成後に、凍結させた保冷剤を容器内副菜の器の下に設置
 - b 配食ボランティアに依頼し、配達時に凍結させた容器外用保冷剤を容器の上部に添付
 - c 留守宅については、弁当容器と容器外用保冷剤を発泡スチロールの箱に入れて指定された場所に配達
- ⑦ 配食サービス運営にかかわる消耗品の整備等
- ⑧ 車両の運行管理
 - a 配食時に利用する社協車の運行前車両点検の実施（毎日）
 - b 燃料の補給

⑬ 移送サービス運営事業

高齢者等の通院移送による在宅支援

通院等において歩行困難な高齢者・身体障がい者等であり、一般の交通機関や家族による送迎が困難な方に対し、福祉車両（リフト付・スロープ付）による移送サービスを提供することで、利用者の自立生活と生活の質の確保を図り、保健福祉の増進に寄与することを目的とします。

事業内容

(1) 移送サービスの体制整備

- ① 通常移送（ボランティア移送）
 - (ア) 利用対象者：歩行困難な高齢者、身体障がい者など
 - (イ) 移送区間：自宅と町内の医療機関往復
 - (ウ) サービス提供日：月曜日から金曜日（祝日を除く）
 - (エ) 利用料：無料
 - (オ) 利用回数上限：3回
 - (カ) 運転手：運転業務ボランティア
- ② 透析患者移送
 - (ア) 利用対象者：透析患者（介護者の付き添いが必要な患者）

- (イ) 移送区間：自宅と国保病院の往復
- (ウ) サービス提供日：月曜日から土曜日
- (エ) 利用料：無料
- (オ) 利用回数上限：必要回数
- (カ) 運転手：専従職員（嘱託又はパートタイム）

(2) 移送サービスの提供

- (ア) 移送依頼の受付および前日確認（随時）
- (イ) 移送サービスの提供（要添乗者）
- (ウ) 利用者へのアンケートの実施（年1回）
- (エ) 全社協・送迎サービス補償の加入手続き

(3) 運転業務ボランティアの活動支援

- ① 電子メール等による業務の依頼（移送依頼受託後）および前日確認
- ② 運行前点呼の実施（免許証、アルコール検知、体調確認）
- ③ 利用者の住宅地図の配付（適宜）
- ④ 運転ボランティアとのミーティング（適宜）
利用者状況の共有、課題の共有など
- ⑤ 全社協・ボランティア保険の加入手続き（適宜）
- ⑥ ボランティアの勧誘および紹介の依頼（適宜）
自治会連合会福祉部会、（一社）美幌町シルバー人材センターなど
- ⑦ 弁償費用の支払い（1回1,500円／四半期毎）

(4) 移送車両の運行

- ① 運行前車両点検の実施（適宜）
- ② 法定点検の実施（12か月点検・24か月点検）
- ③ 車両保険の加入
- ④ 燃料の補給（適宜）
- ⑤ 車両の洗車等管理

(5) 移送サービスの事務管理

- ① 利用者名簿・住宅地図の作成（適宜）
- ② 町からの新規利用者の業務委託受理（随時）
- ③ 町への業務委託料の請求（月1回）
- ④ 移送サービスにかかわる消耗品の整備等

⑭ いきがいデイサービス運営事業	地域の高齢者の介護予防と居場所づくり
<p>美幌町より自立型デイサービス運営の委託を受け、概ね60歳以上の高齢者の生きがいと社会参加を促します。外出機会が少なく閉じこもりがちな高齢者や、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、レクリエーションや趣味活動等を提供することで、交流の促進と自立生活の助長、介護予防を推進し、高齢者福祉の増進を図ることを目的とします。</p>	
事業内容	
<p>(1) いきがいデイサービス（自立型デイサービス）の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ① いきがいデイサービス新町（コミュニティセンター内） 	

- (ア) 指導員 1 名配置 (代替指導員 1 名登録)
- (イ) サービス提供
 - a 講座等を行う事業
 - b レクリエーション活動等
 - c 趣味活動に関わる事業
 - d 健康体操レクリエーションの開催 (水曜日/週 1 回)

② いきがいデイサービス青山 (老人憩いの家内)

- (ア) 指導員 1 名配置 (代替指導員 2 名登録)
- (イ) サービス提供
 - a 講座等を行う事業
 - b レクリエーション活動等
 - c 趣味活動に関わる事業
 - d 入浴サービス事業 (月、木曜日/週 2 回)

(2) サービスの質の向上に向けた取り組み

① 定例ミーティングの実施 (毎月 1 回)

- (ア) 指導員と事務局による連絡会議
- (イ) 利用者状況および課題の共有、支援内容の検討

② 職員研修の受講

- (ア) 「ふまねっと」指導者・サポーター等の継続受講
- (イ) レクリエーション等、介護予防に資する講座の受講

⑮ 日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用援助と日常生活費の管理の手伝い
<p>道社協からの委託を受け、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分であり、福祉サービスの利用や生活費の管理などに不安を抱えている方を対象に、適切なサービス利用の手続きや日常的な金銭管理のサポートを行います。</p>	
<p>今後の利用者増加に備え、日常生活支援専門員 (社協職員) の指示のもとで具体的な援助を提供する「生活支援員」の登録者を継続的に確保し、支援体制の充実を図ります。</p>	
<p>【受託・利用条件】</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 業務受託開始日：平成 26 年 10 月 1 日 2. 委託料 (道社協からの受託額)： <ul style="list-style-type: none"> ・継続ケース：1 人につき 30,000 円 (月額 2,500 円) ・新規ケース：1 人につき 60,000 円 (月額 5,000 円) 3. 利用料金 (利用者負担額)：1 時間につき 1,200 円 + 交通費実費 	
<p>事業内容</p>	
<p>(1) 日常生活自立支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用相談の受付 (随時) <ul style="list-style-type: none"> (ア) 訪問による利用調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> a 相談者の制度利用意思確認 b 利用申込書作成 (イ) 利用契約 <ul style="list-style-type: none"> a 生活支援計画の作成 	

- b 利用契約の締結
- c 通帳等の預かり
- ② 生活支援員との契約
 - (ア) 生活支援員候補者への活動依頼
 - (イ) 生活支援員との業務契約
 - a 報酬：1時間950円
 - b 交通費：実費
- ③ 支援の実施（2回程度／1か月）
 - (ア) 福祉サービスの利用
 - a 福祉サービス利用手続きの援助
 - b 福祉サービス利用料支払いの手続きの援助
 - (イ) 利用契約者の日常的金銭管理
 - a 利用契約者の預貯金の払戻し
 - b 公共料金の支払い
 - c 生活費の管理
 - (ウ) 研修会への参加（年1回）
 - a 自立生活支援専門員・生活支援員研修（11月頃／札幌市）
- (2) 生活支援員の確保
 - ① 今後の利用者増に備え、事業普及・啓発と併せて生活支援員登録者を募集
- (3) 日常生活自立支援事業の普及、啓発（随時）
 - ① 民生児童委員協議会 社会福祉委員協議会での事業周知
 - ② 社協だより、ホームページでの掲載
 - ③ 地域包括支援センターを始め関係機関にパンフレット配布

⑩ 成年後見支援センター運営事業

成年後見制度の利用促進、広報啓発や相談対応、利用支援

美幌町からの委託を受け、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な方が成年後見制度等を的確に利用できるよう支援を行います。これらの方の権利を尊重・擁護し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度の普及と利用促進を図ることを目的とします。

事業内容

- (1) 成年後見支援制度の推進
 - ① 成年後見支援センターの運営
 - (ア) 受任調整会議の開催（年5回）
 - (イ) 相談支援の実施（随時）
 - (ウ) 法律面のサポート受援（年6回）
 - a センターから士業への専門相談、士業からの助言受援
 - b aによる申立支援、任意後見等支援
 - c 士業による相続・遺言・成年後見・信託に関する相談会
 - (エ) 出前講座（随時）
 - (オ) 各種会議・研修会への参加

- a 権利擁護システム構築セミナー（未定／札幌市）
 - b 権利擁護支援従事者に関する研修（未定／札幌市）
 - c 相続・遺言・成年後見・信託に関する研修（2回／未定／札幌市）
- (カ) 美幌町及び釧路家庭裁判所北見支部等との連携
- ② 町民啓発講座の開催
- (ア) 講師講話（年1回／8月）
- a 『(仮題)事例で学べる！知っておきたい相続と成年後見制度』
講師：未定（相続実務に精通した専門家）
- ③ 権利擁護人材育成事業の実施
- (ア) オホーツク管内市民後見人活動交流会（年1回／11月／網走市） **継続**
- a 講師講話（未定）
 - b 3市3町市民後見人登録者によるワークショップ
- (イ) 市民後見人養成講座（年1回／8月から9月） **継続**
- a オンライン開催 主催：北海道社会福祉協議会
 - b 受講定員5名
- (ウ) 市民後見人養成講座事前説明会（年1回／7月） **継続**
- 1) 事前説明会への参加が養成講座の受講要件
 - a 成年後見制度の概要（家庭裁判所書記官）
 - b 市民後見人の活動（活動経験者）
 - c 養成講座のカリキュラムなど